

産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会中間報告
「イノベーションを強化する産業技術政策の在り方（案）」
に対する意見（案）

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) (社) 日本国際知的財産保護協会「オープン・イノベーションと知財に関する研究会」 担当 清水啓助
[住 所]	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号郵政福祉琴平ビル4階
[電話番号]	(03)3591-5301
[FAX 番号]	(03)3591-1510
[メールアドレス]	keisuke.shimizu@aippi.or.jp

[意見]

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

「協調」領域における知的財産権の取り扱いに関する部分
(特に、31頁 ④知的財産権の円滑な利用に向けた取り組み等)

・意見内容

(1) 全体に対するコメント

・出口を見据えた研究開発システムを強化すること、および、この新たなシステムを第4期科学技術基本計画の策定に提言することは、極めて重要であり高く評価いたします。また、具体的な展開の方策として「オープン・イノベーション」型の研究開発システムを早期に実現されることを強く望みます。

・イノベーション政策の中核に、国際競争力につながる競争戦略的な国際標準化政策を据えたことを高く評価いたします。そして、特に土俵作りと作った土俵の中で競争力を高める国際標準化戦略の策定と産官学協調、連携による国際標準獲得の実行戦略を強力に推進することを期待します。(29頁 ②個別分野における標準化戦略の策定)

・国際的イノベーション実行の基礎となる法的環境整備を進められることを高く評価しますが、特に、技術流出防止、ライセンシーの保護の強化、職務発明制度の在り方については国際的に調和のとれた法的環境を整備することが何よりも重要であります。(36頁 1) 海外の知を国内に取り込むための環境整備)

・「協調」領域と「競争」領域の設定は戦略的に極めて重要であり、本来各企業が各立場で検討すべきところ、政策としてこの設定を行う場合には、材料・部品メーカーからデバイスメーカー、更に完成品メーカーまでの、日本企業が全体として国際競争力を高め、それぞれのレイヤーの日本企業が利益を得るビジネス・モデルを描けるように、充分吟味して設定されることが重要であります。(27頁 ①出口を見据えた「協調」領域の研究開発拠点：ベースキャンプの整備)

(2) 意見

「オープン・イノベーション」型の研究開発において最も重要な課題は、将来の新製品・新市場のコアとなる「協調」領域のキーテクノロジーを創成することであると考えます。そして、このキーテクノロジーは、新しいアイデアや構想を持ったベンチャー、中小・中堅企業をはじめとし数多くの企業や研究機関による競争を通じて創生されることが必要です。そのためには、ベンチャー、中小・中堅企業をはじめとするチャ

レンジャーが挑戦するインセンティブが何よりも重要であると考えます。

ところが、本報告書（案）では、「協調」領域における知財の取り扱いが、「円滑に活用させる」という視点から差止請求権を認めないというように読みとれます。そのように取り扱われた場合には「協調」領域の研究開発にはインセンティブが働かなくなります。さらに、「協調」領域と「競争」領域により、特許権の効力に差異を設けることは、それらの領域を定義することが事実上極めて困難であると想定され、現実的に機能するものとはなりえないと思慮されます。従いまして、「協調」領域において画一的に差止請求権を剥奪するのではなく、研究開発参加者に優先的なアクセス権を確保させるなど契約上の創意・工夫や、当該研究開発領域における当事者の自治に基づく「IP ポリシー」に委ねることで対処すべきであると考えます。

・理由（可能であれば、根拠となる出展等を添付または併記して下さい。）

差止請求権の存在しない知的財産権は、極端に言うとも罰則のない規則のようなものであり、その知財権は真に尊重されません。そして、「協調」領域における知的財産権に対して差止請求権を認めないとすると、次のような問題が生じる恐れがあります。

- (1) 「協調」領域の研究開発が最も重要であるにもかかわらず、新製品、新市場創出の主役と期待されるベンチャー、中小・中堅企業が積極的に参加するインセンティブがおきない。
- (2) 「協調」領域の競争が低下し、革新的なコアテクノロジーが創生されない。
- (3) 「協調」領域の知的財産権が共有化することにより、豊富な資金力を用いて「競争」領域の開発を行う大企業が有利となり、我が国の課題である新しい時代を担う新企業群の創出が阻害される。

以上